

仕 様 書

1 業務名称

令和4年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

2 事業目的

此花区では、昨今、マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた住民間の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとして、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、住民ニーズを把握したうえで、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働し、住民主体のコミュニティの活性化、育成を目的とする。

3 業務概要

コミュニティの育成を目的にすることから、単にイベントとして開催するのではなく、企画検討や実施事業へ広く区民や地域の各種団体が参画する協働型事業として実施すること。

- 【実施事項】
- ・ 実行委員会の開催に関すること
 - ・ 事業の企画にあたり広く意見を聴取すること
 - ・ 各種団体等との連絡調整に関すること
 - ・ 事業広報、会計事務に関すること
 - ・ 事業準備、実施に関すること
 - ・ その他、付随する事務

4 業務内容

事業目的を踏まえて、区内の地域コミュニティの輪を広げ、育む事業の企画及び運営等を行うこと。

実施事業

◆事業名称：子どもフェスタ

開催時期：令和4年6月18日（土）（予定）

子どもたちが大人や同年代の子どもたちと、体験などを通して触れ合う事が出来る事業を実施すること。事業実施にあたっては、行政や此花区内において地域の子どものために活動を行っている個人や団体等と協働で行うこと。

◆事業名称：第48回このはな区民まつり

開催時期：令和4年10月23日（日）（予定）

区民等の企画運営により、様々な世代が交流し、人との「つながり」等の大切さを感じる事業を実施すること。また、地域のコミュニティに参加していただくためのきっかけづくりとして気軽に参加できる区民まつりを開催すること。

◆事業名称：成人の日記念のつどい

開催時期：令和5年1月9日（月・祝）（予定）

此花区の未来を担う新成人を地域や企業、行政等が一体となり、門出を祝福するため式典等を開催し、地域社会で新成人を祝うことにより自覚を促す。また、地域と新成人とのコミュニティの交流及び担い手の醸成等の目的として実施すること。

◆事業目的等を踏まえ事業者の提案によるもの（1事業）

開催時期：提案による

※実施事業については、会場開催型を基本とするが新型コロナウイルス感染症等の影

響を考え一部または全部オンライン開催も可能とする。ただし、事前に協議を行うこと。

5 委託期間 令和4年4月1日（金）（予定） ～ 令和5年3月31日（金）

6 事務室及び職員配置

(1) 事務室

本委託業務の実施にあたっては、此花区民ホール内に事務室を設置することができるものとし、その場合は指定管理者と協議・連携すること

(2) 職員配置

本委託事業の趣旨を踏まえ、目的を達成するために必要な人員を配置すること。

7 事業報告等

- ・契約後速やかに事業計画書を提出すること。
- ・各事業の実施にあたっては、来場者・出展者等へのアンケート調査を行うなど、事業の効果測定等を実施することとし、参加人数の集計結果とあわせてアンケートの集計結果を報告すること。
- ・委託料は、業務報告書に基づき支払うものとする。ただし、必要と認める場合は、概算払いに関する特約条項により前払いすることができるものとし、前払いをおこなった場合は、精算書を令和5年3月31日（金）までに作成し、速やかに提出すること。
- ・事業の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、受注者に対し必要な報告もしくは、証拠書類の提出を求めることがある。

8 特記事項

- (1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (2) 大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則を遵守すること。

9 その他

- ・本事業の実施場所は此花区内及び当該事業の目的を果たせる場所とする。
- ・本業務を担当する人員を配置し、業務遂行に支障のないよう区役所との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- ・本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、提供データについては業務完了後速やかに本市へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ・事業実施にあたり、本委託料だけでなく、必要に応じて協賛金等を集める場合、用途等の透明性を確保するとともに、本委託料による執行分と明確に区分し、適正な会計処理を行うこと。
- ・この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、発注者と受注者において適宜協議のうえ定めるものとする。
- ・令和3年度受注者と調整のうえ引継ぎ期間を設け、契約開始日に速やかに受注業務を実施すること。なお、引継ぎにかかる費用については、本事業受注者の負担とする。
- ・その他の本市事業及び区内コミュニティ関係事業等と共催することが、本委託業務の目的達成に効果的と見込める場合には、その実施を妨げないものとする。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(此花区役所企画総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(此花区役所企画総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の此花区役所企画総務課(連絡先: 06-6466-9625)に報告しなければならない。